

第2回期日（弁論準備）2019年4月15日
原告の主張 準備書面（1）より抜粋

2 第2項について

- (1) 争う。
- (2) 被告は、「不利益に扱われることがわかっていれば受験しない」「自己が不利益に扱われることが事前に判明していれば、あえてそのような大学を受験することは考えられない」というのは受験生の主観であり、個々の受験生の主観は異なるのだから、共通性及び支配性の要件を欠くと主張する。
- (3) しかしながら、日程上の制約から併願可能な大学は自ずと限定されている。また、受験に要する費用も1大学あたり数万円を要するのであるから、経済的な側面においても制約がある。どの大学にも合格しなければ浪人生として受験勉強を継続しなければならず、その間の時間や学費等の負担も発生する。これらのことを考えれば、将来の就職にもつながる大学受験という人生の大事な局面において、あえて、属性上、自分が不利益に扱われる（その程度も平成30年度の入試では最大20点の差が生じるという大きなものである。）ことを知りながら、一定の費用負担のもと、貴重な時間を使ってまで、被告の入学試験を受験する消費者は、基本的に存在しないと言わざるを得ない。

仮に、不利益に扱われることを知っていても受験した者がごく少数いるかもしれないとしても、第2段階の簡易確定手続において、個々の対象消費者ごとに相当程度の審理をしなければ権利の有無を確定できないような争点ではない。

よって、支配性に欠けることはない。
- (4) また、「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」（消費者裁判手続特例法2条4号）とは、個々の消費者の事業者に対する請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通し、かつ、その基本的な法的根拠が共通であることをいうものとされている。個々の消費者の因果関係については、第2段階の簡易確定手続において個別に審理することもできるので、必ずしも共通している必要はないとされており、共通性の要件を欠くとの被告の主張は失当である。